

キャリア形成促進助成金（団体等実施型訓練） のご案内

1 制度の概要

事業主団体などが、傘下の事業主が雇用する労働者に対して、訓練などを実施した場合の経費の一部を助成します。

| 支給対象となる訓練 | 対象 | 訓練内容 |
|-----------|--------|---------------------------------------|
| 団体等実施型訓練 | 事業主団体等 | 事業主団体などが行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練 |

2 支給額

| 支給対象となる訓練 | 経費助成 |
|-----------|---------------|
| 団体等実施型訓練 | Off-JT 1/2 |

※ 経費助成の支給限度額
1団体当たり、500万円

※ Off the Job Training：生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる（事業内又は事業外の）職業訓練をいいます。

3 申請の流れ

1 「訓練実施計画書」の策定

傘下の事業主が雇用する労働者に訓練を実施する前に「訓練実施計画」を策定します。

2 訓練実施計画届の提出

訓練実施の原則1か月前までに、「訓練実施計画届」と「訓練実施計画書」や訓練カリキュラムなど必要な書類を提出します。

3 訓練の実施

「訓練実施計画書」に従い、訓練を実施します。

4 支給申請

訓練終了日の翌日から2か月以内に、支給申請書と必要書類を提出します。

4 助成対象経費

- 部外講師の謝金※1
- 部外講師の旅費※2
- 会場借上料※3
- カリキュラム開発作成を外部委託した場合にかかった経費
- 外部の教育訓練施設などに支払う受講料
- 社会保険労務士などに支払う手数料※4

※1 助成を受けようとする事業主団体等、傘下の事業主の役職員（非常勤含む）の謝金は対象外です。

※2 旅費の範囲は、勤務先から目的地まで要した鉄道賃（グリーン料金を除く）、船賃（特1等を除く）、航空賃、バス賃となります。

※3 事業主団体等、傘下の事業主が保有・管理する施設等の使用料は対象外です。

※4 事業主団体等が実施した訓練などを受講した構成事業主がキャリア形成促進助成金の申請などを行う場合に、事業主団体等が構成事業主のキャリア形成促進助成金の手続きのために社会保険労務士などに委託した場合の手数料（事前に金額が明確にされていること）です。

※5 実施した訓練等について受講料収入がある場合は当該受講料収入を控除した金額が支給対象経費となります。

5 支給対象訓練

以下のすべての要件に該当する訓練が支給対象となります。

- ア 訓練実施計画に基づき行われる訓練等であること
 - イ 1コースの助成対象訓練時間数が**20時間以上**であること
 - ウ **Off-JT**であること
 - エ 1コースの訓練等が、次の①②いずれかに該当するものであること
 - ① 若年労働者を対象とする実践的な訓練等であり、実施した訓練等の受講者のうち、**35歳未満の若年労働者**が過半数を占めるものであること
 - ② **熟練技能者の指導力強化**のための訓練等、または**熟練技能者による技能継承**のための訓練等であること※
- ※ 熟練技能者とは次のa～eのいずれかを満たす方をいいます。
- a 技能士1級技能検定、特級技能検定、単一等級技能検定合格者
 - b 職業訓練指導員
 - c 組合などから熟練技能を保有している旨の推薦を受けた者で熟練技能の育成・承継に関連する職種などの実務経験が10年以上の者
 - d 自治体などが認知しているマイスターなど
 - e 技能大会で優秀な成績を修めた者

6 対象事業主団体

以下のアまたはイに該当する団体が、団体等実施型訓練の対象となる事業主団体等です。

ア 事業主団体（①～⑰のいずれかに該当する事業主団体）

- ①事業協同組合 ②事業協同小組合 ③火災共済共同組合 ④信用協同組合
- ⑤協同組合連合会 ⑥企業組合 ⑦協業組合 ⑧商工組合 ⑨商工組合連合会
- ⑩都道府県中小企業団体中央会 ⑪全国中小企業団体中央会 ⑫商店振興組合
- ⑬商店街振興組合連合会 ⑭商工会議所 ⑮商工会
- ⑯一般社団法人・一般財団法人のうち、構成事業主の過半数が中小企業事業主である法人
- ⑰上記①～⑯以外の事業主団体であって、次のa～cすべてに該当する団体
 - a 団体の目的、組織、運営、事業内容を明らかにする規約、規則などを有する団体であること
 - b 代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること
 - c 構成事業主のうち中小企業事業主が過半数を占める団体であること

※ 上記のうち、①～⑪は中小企業団体の組織に関する法律、⑫～⑬は商店振興組合法、⑭は商工会議所法、⑮は商工会法、⑯は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に、それぞれ規定されているものです。

イ 共同事業主（次の①～③すべてに該当する複数の事業主）

- ① 共同するすべての中小企業事業主の合意に基づく協定書等を締結していること
- ② 上記①の協定書等は、代表中小企業事業主名、共同中小企業事業主名、職業訓練などに要するすべての経費の負担に関する事項（助成金の支給申請を行い、労働局長からの支給を受けようとする代表中小企業事業主名を記載していること）、有効期間、協定年月日を掲げたものであること
- ③ 上記①の協定書等は、共同中小企業事業主を構成するすべての事業主の代表者が記名押印したものであること

助成金の相談・申請は、各管轄のハローワークへ
（ハローワーク岐阜管轄の事業主の方は、助成金センターへ）